

聖籠町教育委員会告示第2号

聖籠町地域学校協働本部等設置要綱を次のように定める。

令和2年3月25日

聖籠町教育委員会教育長 近 藤 朗

聖籠町地域学校協働本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、地域と聖籠町立小学校及び中学校が連携及び協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たり、地域住民等と学校との連携協力体制を整備するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。

- (1) 協働活動 地域学校協働活動をいう。
- (2) 本部 次条及び第4条に規定する地域学校協働本部をいう。
- (3) 協議会 第5条及び第6条に規定する地域教育協議会をいう。
- (4) 推進員 地域学校協働活動推進員をいう。
- (5) ボランティア 協働活動支援ボランティアをいう。

(本部の設置及び構成等)

第3条 本部は、教育委員会に置く。

- 2 本部は、協議会、推進員及びボランティアにより構成する。
- 3 本部長は、教育長をもって充て、副本部長は、本部長が指名する。

(本部の分掌事務)

第4条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小中学校とボランティアの調整
- (2) 協働活動の実施
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(協議会の設置)

第5条 協議会は、本部に置く。

(協議会の分掌事務)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業の企画、実施及び評価に関すること。
- (2) 推進員の配置及び研修に関すること。
- (3) 協働活動の研修に関すること。
- (4) 事業に係る広報活動に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認めること。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域団体等の代表
- (3) 社会教育団体の代表
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員は公募することができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

6 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進員の配置)

第8条 本部の事業を円滑に推進するため、各小中学校に推進員を置く。

2 推進員は、教育委員会が委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は小中学校又は地域団体の推薦により、若しくは公募により推進員を選任し、委嘱することができる。

4 推進員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、通算して5年まで任期を更新することができる。ただし、本部の事業を円滑に推進し、かつ事業の充実を図る上で、教育委員会が他の者に代え難いと認める者については、この限りでない。

(推進員の職務)

第9条 推進員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 協働活動に関する計画立案に関すること。
- (2) 活動対象校の支援ニーズの把握及び支援活動の企画、連絡・調整、実施に関すること。
- (3) ボランティアの募集、組織、整備に関すること。
- (4) ボランティア活動実施前の指導に関すること。
- (5) 本部の事業の工夫と改善に関すること。
- (6) 推進員研修やボランティア養成に関すること。
- (7) その他本部が必要と認めること。

(統括推進員の配置)

第10条 町内各地域の協働活動を総合的に推進するため、本部に統括推進員を置く。

(統括推進員)

第11条 統括推進員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 推進員間の連絡調整
- (2) 推進員への助言・指導
- (3) 町民への協働活動の啓発
- (4) 推進員の育成、人材等の発掘・確保
- (5) その他協働活動の推進に関すること。

(事業の推進担当)

第12条 各小中学校は、本部の事業の円滑な推進のため、協働活動推進担当者を置く。

2 地域学校協働推進担当者は、推進員と連携を図りながら、事業の推進を支援する。

(庶務)

第13条 協議会及び本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(聖籠町学校支援地域本部等設置要綱の廃止)
- 2 聖籠町学校支援地域本部等設置要綱（平成24年聖籠町教育委員会告示第5号）は、廃止する。